

令和7年度 第1回野田市地域福祉計画審議会次第

日 時 令和7年7月29日（火）
午前10時
場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 自己紹介

4 議 事

議 題 会長・副会長の選出について

報 告 野田市地域福祉計画【第3次改訂版】における事業の取組状況
及び【第4次改訂版】における今後の取組について

5 その他

6 閉 会

議題1

会長及び副会長の選出について

野田市地域福祉計画審議会設置条例第5条第2項「会長及び副会長は、委員の互選による」の規定に基づき、野田市地域福祉審議会の会長及び副会長を選出するものです。

会 長 (委 員)

副 会 長 (委 員)

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和6年度		担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題			
保健福祉推進のための『きっかけづくり』	(1) あいさつ、声かけ運動の推進	地域で支え合う福祉を実現し推進するためには、市民一人一人がお互いに関心を持ち、挨拶や言葉を交わす関係になることが第一歩です。 「あいさつ」や「声かけ」が、日常的にまた継続的に行われる環境づくりが求められ、挨拶や声掛けのきっかけとなるように、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開し、毎年4月を強調月間とし、この運動の輪を広げるため地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、継続的な活動として進めていきます。	「あいさつ、声かけ運動」を全庁的に展開していくため、4月を「あいさつ運動強化月間」としております。 市役所本庁舎前の懸垂塔に「あいさつ月間」(4月)の懸垂幕を掲示し、広く市民に啓発を行いました。 また、新規採用職員や主事級職員を対象とした接遇研修において、あいさつの重要性の意識づけを行いました。 地区社協では、自主活動の中で声かけ運動を実施しております。	職員研修や朝礼等において、繰り返しあいさつの重要性の意識づけを行っておりますが、更なる強化を図ることが必要であると考えております。 引き続き、「あいさつ月間」(4月)の懸垂幕を掲示し、広く市民に啓発していく必要があります。 地区社協の活動は、地区ごとに活動内容が様々で、バラつきもあるため、内容の見直しや活動の強化を図る必要があります。	生活支援課 人事課 社会福祉協議会	83	1
	(2) 地区社会福祉協議会との共働	地域福祉計画は、その地域の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを主旨としていることから、事業がすぐ成り立つ性格ではないため、市民に地域福祉計画が理解される機会がほとんどないものと想定されます。したがって各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解の促進を図ります。	地区社協への説明会は、実施しておりません。	地域福祉計画の基本理念や目標、進捗状況や課題について地区社協と共有し、各地区に広げるためにも地区社協活動の活性化が課題です。	生活支援課 社会福祉協議会	83	2
	(3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討	市報、各種ガイドブック、ホームページなどによる市の情報提供は、限られたスペースや、専門用語を使用することから、分かりにくい場合があります。市民の誰もが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起こるような情報発信を進めます。	市民の誰もが読みやすく理解できるよう、市報やくらしの便利帳には、ユニバーサルデザインフォントを導入しています。 各種ガイドブックやホームページなどにおいても市民の誰もが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起こるような情報発信を進めました。	市報、各種ガイドブックやホームページなどにおいて、市民の誰もが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起こるような情報発信を進める必要があります。 専門用語は一般的な言葉に置き換えて理解しやすくなるよう、配慮します。	広報広聴課 生活支援課 障がい者支援課	83	3
保健福祉推進のための『人づくり』	(1) ボランティア情報の提供	市役所及び社会福祉協議会の掲示板等に各種情報を掲示し、また、市ホームページ等を活用して、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりを進めていきます。 そのために、「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を、市役所ロビーに掲示すると共に、社会福祉協議会の広報誌「社福のだ」やホームページで情報提供や周知を行います。更にボランティア活動の相談・あっせんを促進するため、市内商業施設についても広報活動(相談・あっせんを含む)を行います。	(1) ボランティア通信の配置 社会福祉協議会(ボランティアセンター)発行の「ボランティア通信」を市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行いました。 (2) ボランティア情報の掲示 ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し、ボランティア情報の提供を行いました。 (3) ボランティア広報活動(年2回) 社会福祉協議会(ボランティアセンター)では、ボランティア層の拡大を図るため、市内商業施設において広報活動を行いました。 また、社会福祉協議会の広報紙「社福のだ」、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用し、ボランティア情報を周知しました。	ボランティア通信や社福のだ等のボランティア情報を見てボランティアを希望される方から問い合わせをいただき実際に活動へつなぐことができました。 引き続き情報提供を行い、ボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図る必要があります。	生活支援課 社会福祉協議会	84	4
	(2) ボランティアの育成	ボランティア養成講座受講者やボランティア経験者は、毎年多数生まれていますが、情報不足やきっかけ不足により、次のボランティア活動へとスムーズに入れない人が少なくないと言われていいます。 その人たちが、地域内で孤立せず、継続的な活動が続けられるよう、地域のリーダー又はコーディネーターとしての役割も担っている地区社協や社会福祉協議会と連携し、地域の実情も考慮しながら、引き続きボランティア育成に努めます。	ボランティアセンターの運営とボランティア育成のため、引き続きボランティアコーディネーターを配置し、事業を実施しました。 ○職員体制: コーディネーター1名 ○勤務時間: 8時30分から17時15分(土・日・祝日を除く) ○ボランティアセンター登録状況 93団体(1,491人) 個人: 160人 ○ボランティアに関する相談、斡旋 相談件数 646件、 斡旋件数 180件 ○福祉教材、機材の貸出 関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸し出しました。 ○ボランティアの養成 各種ボランティア養成講座の開催 夏休みボランティア体験講座	令和6年度における登録団体数は、前年度から3団体増加し93団体となりました。 団体登録においては13名減少の1,491名、個人登録においては14名増加の160名となりました。 新型コロナウイルスの影響により、ボランティアの登録者数、要請件数が減少しておりましたが、徐々に要請件数が戻りつつあるため、ボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図る必要があります。	生活支援課 社会福祉協議会	84	5
	(3) ボランティア活動の支援	市民活動支援センターは、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体を支援するため、前身のNPO・ボランティアサポートセンターから機能強化を図り、市民活動団体の支援を行っています。今後も、市民活動団体の活動を支援していくため、相談業務の充実や学習会、講座の開催、活動の場の提供などを実施します。また、市民活動団体の情報の収集、情報の発信を行い、行政の各部局との連携を図ることで、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。	市民活動支援センターでは、市民活動団体に対して活動を支援するため助成金学習会、パソコン学習会及びNPO法人学習会を開催するとともに、登録団体の活動内容などを市民や団体への情報発信として機関誌「市民活動つうしん」を年6回発行しました。 さらに、市民活動を広く知ってもらうため市民との交流を図る場として、「第7回市民活動元気アップふえすた」、「福祉のまちづくりフェスティバル」、「市民ふれあいハートまつり」と合同で「のだ 市民活動ふれあいフェスティバル 2024」として令和6年11月17日に同時開催しました。	市民活動団体やNPO法人などの活動状況の確認やコーディネーターを中心に随時相談を受けました。また、市民活動団体支援補助金制度により、市民活動団体の運営を財政面から支援する取組を実施しました。 「元気アップふえすた」の打合せを通じて、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体同士の交流	市民生活課	84	6

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和6年度		担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題			
			「こまめカフェ」については、令和6年9月25日と令和7年3月9日に市民活動団体と市民との交流の場として開催し、多くの市民活動団体に活動内容などを報告してもらい市民との交流を図ることができました。 令和6年度野田市市民活動団体支援補助金交付実績(令和5年度審査会で採択)については、市民活動団体の組織の運営や自立の強化を図る取組に要する経費に対して5団体に補助金を交付し活動を支援することができました。	もできましたが、さらに団体の交流の場を提供する必要があります。来年度は新たに施設訪問を行っている又は興味がある団体同士の交流会を開催し活動内容の充実を図るとともに、市民活動団体との協働のまちづくりを推進するため、行政の各部局との連携にも努めてまいります。			
	(4)学校・地域における福祉教育の充実(福祉人材の確保・養成)	地域福祉を推進する人材を育成するためには、学校教育における地域との連携や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動に参加できるような機会づくりが重要です。これまで、福祉教育の充実また、高齢者や障がい者とのふれあいを通して、共に生きる社会の一員であることの理解を高めるなど、地域福祉の推進に寄与することを目的とした事業を開催しました。今後とも、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、児童・生徒の交流の場への参加促進に努めます。	市内各小中学校において、総合的な学習の時間を活用し、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し歩行体験、点字体験、高齢者との交流会、福祉施設訪問、障がい者との交流会、講演会を実施し、福祉教育に取り組みました。 (1)車椅子・目隠し歩行体験講座・高齢者疑似体験講座実施校:ニツ塚小、みずき小、尾崎小、木間ヶ瀬小、岩木小、七光台小、南部小、北部小、川間小、福田第二小、清水台小、山崎小 (2)福祉教材・機材の貸出 ・高齢者疑似体験セット:川間中、南部中、ニツ塚小 (3)夏休みボランティア体験講座 ・高齢者疑似体験(7/31実施)14名 ・科学実験教室(8/25実施)28名 (4)ボランティア養成講座 市内小中学校での福祉教育(車椅子・目隠し歩行体験等)に携わるボランティアを養成しました。 (5)第50回”おひさまといっしょに” 開催日 令和6年6月15日(土) 場 所 関宿総合公園体育館 参加者 障がい者等約650人 第50回”おひさまといっしょに”は東部小と東部中が参加しました。	例年、市内の各ボランティア団体の協力を得て、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し体験、点字体験、手話の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めております。 令和5年度に引き続き令和6年度も、総合的な学習の時間等に各校内で取り組み、貸し出し用の教材を活用して、子ども達の体験的な活動を進めました。 今後も、総合的な学習の時間などを活用し、子ども達が主体的にボランティア活動や高齢者や障がいを持つ方々などとのふれあい活動等に取り組めるよう、働きかけてまいります。(「野田市手話言語条例」の施行とも併せて。) また、引き続き、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、車椅子・目かくし歩行体験講座やキャラバン隊「まめっこ」出張講習、夏休みボランティア体験講座等を実施し、ボランティアの経験やボランティアについて考える場を設けることに努める必要があります。	指導課 社会福祉協議会	85	7
保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	(1)地域福祉活動団体間の連携の強化	地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されていることから、地区社協の活動をより充実させ、各団体間の連携強化を図ります。	地区社会福祉協議会連絡会と地区社協ボランティアスタッフ懇談会との共催で、災害に備え「災害ボランティアセンターについて」及び「令和6年能登半島地震における千葉県社協の取り組み」を議題として研修会を開催しました。	地区社会福祉協議会連絡会と地区社協ボランティアスタッフ懇談会との共催で、災害に備え「災害ボランティアセンターについて」及び「令和6年能登半島地震における千葉県社協の取り組み」を議題として研修会を開催し、情報提供に努めました。 地区社協の活動をより充実させるための情報提供のテーマについて検討する必要があります。	生活支援課 社会福祉協議会	85	8
	(2)地域の触れ合いの場づくり(ふれあいいきいきサロン等)	都市化や核家族化の進展により、希薄化する人間関係に対して、住民同士が気軽に立ち寄り交流できる「ふれあいいきいきサロン」等の事業を実施し、各年齢層間の触れ合い促進を図り、更なる機会の確保に対応していきます。また、障がい者と健常者が共に参加する行事を支援し、障がい者の交流機会の創出に努め、更には、地域の実情に即した触れ合いの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。	「ふれあい・いきいきサロン事業」等の地区社協の活動主体が高齢者中心となることから、引き続き感染対策に留意しながら活動を実施しました。 障がい者と健常者が共に参加する「おひさまといっしょに」等のイベントを実施し、障がい者との交流機会に努めました。 ○障がい者釣り大会 関宿クリーンセンター跡地の改修工事に伴い中止 ○第50回”おひさまといっしょに” 開催日 令和6年6月15日(土) 場 所 関宿総合公園体育館 参加者 市内の各障がい施設利用者、障がい者団体連絡会会員、小中学生等 実行委員会の委員に市職員が加わり、開催を支援しました。 ○サンスマイル 開催日 令和6年7月30日(火) 場 所 野田ガスホール(野田市文化会館) 参加者 市内の各障がい施設利用者、障がい者団体連絡会会員、小学生等 事業に対し補助することで、開催を支援しました。 岩木小学校では、6月～8月、11月、1月～3月に、昼休みに児童が岩木小学校老人デイサービスセンターを訪問し交流会を実施し、昔の遊びや児童によるダンスや歌の披露、クイズやトランプなどのレクリエーションを行いました。 保育所では、地域の高齢者を園に招き、「夏祭り」、「運動会ごっこ」、「芋ほり」等の行事を行いました。	高齢者、子ども、障がい者等のふれあいの機会を引き続き実施していく必要があります。 また、地区ごとに活動内容が様々で、バラつきもあるため、内容の見直しや活動の強化を図る必要があります。 バリアフリー社会の構築に向け、障がいのある人となない人が交流を図るため、開催を支援していく必要があります。 障がい者釣り大会については、今後の開催の在り方について、インクルージョンの観点から検討する必要があります。 岩木小学校と岩木小学校老人デイサービスセンターで協議し、児童とデイサービス利用者が交流をすることができました。 保育所と高齢者の交流については、高齢者を園に招き、様々な行事を行うことができました。引き続き、保育所と地元自治会及び高齢者施設と連携を図り、継続的に高齢者とのふれあい活動の実施及び充実を図る必要があります。	障がい者支援課 介護支援課 子ども保育課 社会福祉協議会	85	9

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和6年度		担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題			
	(3)地域自治組織についての検討	地域の潜在力を発揮する仕組みの充実として地域自治組織を担い、防犯組合の各地域においてパトロールや講習などの防犯活動を行っています。 引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動に支援を行い、自治会連合会と連携し自治会の意義を積極的に啓発し、加入促進を行うとともに、強化を図っていきます。	自治会の事務事業見直し関連では、自治会集会施設整備事業補助金について、市の考え方を整理し、方針や案を自治会連合会理事会で協議いただき、見直しを行いました。 防犯組合については、自治会連合会を単位とする17支部を中核として、区域内の自治会等を単位とする自主防犯活動を展開しており、令和6年度は、自主的な防犯活動の支援として、年末一斉防犯パトロールに参加し、野田警察署と合同で市内パトロールを実施しました。	自治会集会施設整備事業補助金については、パブリックコメント手続きによる意見募集を行いました。その結果、寄せられた意見がなかったことから、自治会連合会常任理事会で了承をいただき、規則改正を行いました。 防犯活動については、防犯パトロールへの参加や防犯合同研修会の実施等、防犯組合各支部の自主的な防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図ってまいります。	市民生活課	86	10
	(4)行政職員の地域活動への参加	地域活動へ参加することで、地域課題の適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど有意義であり、地域活動が活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから職員の地域活動への参加を要請していきます。	新規採用職員研修(第一次)において「市民の地域活動」、新規採用職員研修(第二次)において「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け、積極的に地域活動へ参加する意識を醸成するよう企図しております。	新規採用時に研修を行うことにより、地域貢献意識の高い職員を育成できるものと考えております。 また、コロナ禍で中止となった時期もありましたが、例年行われている夏の躍り七夕などには市外在住の職員も含め参加の協力を得ております。 一方で、これら地域活動は、個人の活動に終始することから参加実態の把握ができない状況にあります。	人事課	86	11
地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	(1)地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、住民の身近な圏域において包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の検討を進めます。	パーソナルサポートセンターを、総合的な相談を受ける部門として位置づけ、各分野にある既存の相談支援体制との連携を強化しました。 また、NPO法人アースアズマザー千葉を重層的支援体制整備事業における支援事業所とするとともに、多機関協働が求められる横断的な事例対応のための個別支援会議について7回開催しました。	既に各分野において相談支援体制が構築されていますが、制度と制度の隙間に陥ることがないように、各分野を横断的に繋ぐ役割の強化が求められます。	生活支援課	86	12
	(2)多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	住民に身近な圏域にある相談機関では対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間(はざま)にある課題等を多機関が協働して包括的に受け止めることのできる相談支援体制の検討を進めます。	令和6年度からの重層的支援体制整備事業実施にあたり、既存の相談支援窓口で担当外の課題を把握した場合の連携については、庁内各課を対象とした研修を実施して認識を共有しました。 また、課題が複雑化・複合化した事例や、制度の狭間にある課題を抱えた事例については、多機関協働事業に繋げ、同事業の受託者であるNPO法人アースアズマザー千葉により課題の整理、支援機関における役割分担の調整を行うとともに、課題の解決まで伴走して支援を実施しました。	多くの課題を抱えた方を対象とすることから、既存の制度を担う担当課や支援機関を繋ぎ、一体となった支援を行うことが重要です。そのため、制度や支援機関を繋ぐコーディネーターの役割を多機関協働事業者が担うことを明確にするとともに、その機能が効果的・効率的に進むよう、支援機関間で認識を共有する必要があります。	生活支援課	87	13
	(3)地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備の検討を進めます。	市民活動に一般の方が参加しやすい機会づくりと、登録団体間の絆作りを活性化して地域の活動を更に強化させることを目的に令和6年11月17日に、「福祉のまちづくりフェスティバル」「市民元気アップふえすた」、「市民ふれあいハートまつり」の3つのイベントを「のだ 市民活動ふれあいフェスティバル 2024」として同時開催しました。 「ふれあいいきいきサロン事業」等の地区社協の活動主体が高齢者が中心となることから、引き続き感染対策に留意しながら活動を実施しました。	「のだ 市民活動ふれあいフェスティバル 2024」では、一般市民の来場者を増やすため、カラーでチラシを作成し、スタンプラリーの参加賞を配布しました。来場者を増やしていくためには、今後も開催方法や内容について検討していく必要があります。 各地区社協において、新型コロナウイルスの感染対策及び様々な工夫をして、サロン等を実施しました。 地区ごとに活動内容が様々で、バラつきもあるため、内容の見直しや活動の強化を図る必要があります。	市民生活課 生活支援課 社会福祉協議会	87	14
総合的・横断的なサービスの充実	(1)高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々に、住宅情報の提供や、保証人がいないなどの理由で入居が困難な世帯への対応などの支援のほか、見守りや緊急時の対応など「居住の継続」に向けた支援について検討します。	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を平成17年8月1日から実施しています。 高齢者世帯、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、市民税非課税の世帯に対しては家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。 利用状況 〔令和6年度実績〕（令和7年3月末現在） 相談件数 0件 申請件数 0件 入居保証 0件 情報提供 0件	保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。	営繕課	88	15

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和6年度		担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題			
	(2)地域での孤立死等への対策	地域で孤立して生活している方の理由として、高齢や障がい等様々なケースがあり、孤立していることで地域で暮らしにくくなることが考えられます。このような状況では、安心して暮らせるまちとして地域全体が連携してそれぞれの役割を生かした対応が求められます。また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、家族同居世帯が全員亡くなる事案が発生する等、地域で孤立する恐れがあります。地域での孤立化を防止するためには、自治会、民生委員児童委員、地区社協、各団体等に近隣で助け合う地域の輪につながるよう支援するとともに、地域福祉活動を通して協定等の見守り体制の推進に努めています。	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の自治会や民間企業の協力を得て、孤立死に繋がりやすい人を見つける手がかりや他者との関わりを拒否する人をさりげなく見守り、地域住民の異変を発見した場合に適切な支援に繋げることを目的に、地域住民の異変情報提供に関する協定を締結し、孤立死防止対策を講じています。 ・協定書締結状況 民間事業者19者(令和6年度末現在) (新聞販売店8者・宅配会社5者・郵便局他6者)	孤立している方の実態、人数を把握することは困難なため、地域の自治会や民生委員児童委員、民間事業者等と連携し、広く協力を得ることにより、異変を早期に発見し、適切な支援を行うことが求められます。また、高齢者人口、単身世帯の増加に伴い、対象となる方も増加すると考えられるため、新たな手法も含め、多岐にわたる対策が必要です。	生活支援課	88	16
	(3)子どもの健全育成に係る施策の総合的推進	妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談に応じることで、ライフステージを通じて切れ目なく適切な支援につなげていきます。 児童虐待やひとり親家庭の増加等を背景に要保護児童が増えているため、児童福祉施策や教育行政に加え、様々な地域活動を組み合わせることで、総合的に対応していきます。	母子健康手帳交付時や相談、乳幼児健康診査や訪問等の地区活動とおし、対象者に合わせた助言を行い、不安や心配事があったときに、身近な相談相手として相談できる関係づくりと、ハイリスクで支援が必要な方には支援プランを作成して対応しました。 妊産婦や子育てする方の不安感の解消や個々の状況に応じて関係機関との連携を図り、児童虐待のリスクの軽減に努めました。 子どもの発達相談室と保健センターで連携し、発達の支援が必要な未就学児は専門職が個別及び集団での支援を行いました。	母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が聞き取りの中で、アセスメントシートを活用し、ハイリスクで支援が必要な方の早期発見介入に努め、必要に応じて関係機関と連携をとり、個々のニーズにあわせた継続的な支援を行うことができました。 子どもの発達相談室では、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を常時配置しており、今後も専門的、多角的に迅速に相談に対応していく必要があります。	保健センター 子どもの発達相談室	89	17
効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	(1)効果的・効率的なニーズの把握	公的な福祉サービスに関する相談や苦情・要望については、これまで電話や郵便、ファックスやメール、来所により各担当部署で受け付けてきたほか、各課の会議等の場で出された意見等を書く関係部署へ報告してきました。さらに市民からの相談、苦情、要望をデータベース化し、市役所LANで検索可能なシステムを導入し、適切かつ早期に行える体制を整備していきます。	「市政メール問合せ」及び「市長への手紙」で寄せられた相談、意見、苦情は即日関係課へ転送し、対応を依頼しています。 窓口や電話での市民相談では、市民相談係で話を伺った後、各担当窓口を案内しています。また法律などの専門的な相談については、弁護士との法律相談や税理士との税務相談を案内しています。	直接、市に入る相談や苦情、また各課で受け付けたものについて、適切かつ早期の対応を実施するためには事例集を作成し、情報を共有することで対応が可能となるか、関係各課で検討する必要があると考えています。各課でよく受け付ける質問などは、市ホームページ「よくある手続き等の質問」を更新し公開しています。	情報政策課 生活支援課 広報広聴課	90	18
	(2)誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 「総合ポータルサイト」の構築について情報収集及び内容を把握考慮し、最新の情報提供ができるよう検討します。 【福祉マップの作成】 障がいの有無にかかわらず誰もが活用できる公共施設等のバリアフリー情報について、市で作成する各種ガイドブック等に掲載できるよう関係部署と連携を図り、周知広報に努めています。 【転入者への担当民生委員の紹介】 転入してきた方に対し、相談者として民生委員(児童委員)の紹介及び一斉改選翌年には、担当地区へ民生委員名簿を全戸配布いたします。	【福祉マップの作成】 市のホームページで、市内公共施設のヒアリンググループ(磁気グループ)設置施設一覧を掲載しました。 市のホームページ及び障がい福祉ガイドブックにおいて、市内公共施設のオストメイト対応トイレ一覧を掲載しました。 【転入者への担当民生委員・児童委員の紹介】 5月及び9月に広報誌「みんせい」を発行し、民生委員・児童委員の活動を紹介しました。また、新たに転入してきた方に対しては、転入届を提出される際、ご希望がある場合には生活支援課をご案内しております。電話による民生委員・児童委員の連絡先問合せに対しては、相談内容に合わせた相談窓口の案内を基本とし、民生委員・児童委員への連絡が必要な場合は電話番号と苗字を伝え、民生委員・児童委員の個人情報の保全に努めました。	【福祉マップの作成】 市内公共施設のヒアリンググループ(磁気グループ)設置施設及びオストメイト対応トイレ一覧について情報更新し、引き続き周知広報に努める必要があります。 【転入者への担当民生委員・児童委員の紹介】 転入者に対し、民生委員・児童委員の名簿(担当地区)を配布できるかの検討が必要。現在は、広報誌「みんせい」に氏名、電話番号を記載しているが、住所は記載していません。 民生委員・児童委員が地域において安定的に活動できるよう、活動における負担の軽減と個人情報の保全が課題として挙げられます。	広報広聴課 障がい者支援課 生活支援課	90	19
福祉サービス利用者の相談体制の充実	(1)成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発	野田市社会福祉協議会が、平成27年度から日常生活自立支援事業の実施主体となり、平成29年1月からは、野田市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談対応、市民後見人の育成、法人後見事業を実施していることから野田市社会福祉協議会に対し助成を行っています。心配ごと相談運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談にも応じることができるよう研修会を開催し、資質の向上に努めています。	野田市社会福祉協議会が設置する野田市成年後見支援センターで、認知症や知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見支援制度や日常生活自立支援事業を活用し、支援しました。 【取組実績】 (1)相談支援事業 相談件数 57件(延べ164回) (2)法人後見事業 ①新規受任件数 0件 ②終了件数 3件 ③現受任件数 11件(後見10件 保佐1件) ④後見支援員配置状況 ・現任者数 4人 ・登録者数 7人(市民後見人養成講座修了者) (3)日常生活自立支援事業 ①新規契約者数 25人 ②解約者数 20人 ③現契約者数 111人 ④生活支援員配置状況 ・現任者数 19人	成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及、啓発と共に、病院や社会福祉協議会等の関係機関等との連携強化が図れ、障がいがある人の成年後見を行いました。 野田市成年後見支援センターへの相談件数、法人後見受任件数、日常生活自立支援事業の契約件数は依然として多数寄せられています。 サービスの質を向上させるため、職員体制の拡充、職員の専門性の向上が課題です。 制度を必要としている方々に行きわたるよう、制度の存在や利用方法について周知する必要があります。	障がい者支援課 生活支援課 社会福祉協議会	91	20

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和6年度		担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題			
			・登録者数 14人 障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めるとともに、市役所及び市内相談支援事業所の基本相談支援において、制度を必要とする方等への利用案内を実施しました。また、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会権利擁護部会において、成年後見制度の現状、課題について検討しました。				
	(2) 苦情解決処理システムの利用の促進 (制度の整備)	野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、施設内の見やすい場所に周知用チラシを掲示し苦情解決に努めます。	苦情解決システム運営要綱に基づき、市として福祉施設サービス苦情相談員を4名選任しております。その他、苦情受付担当者を選出し、各施設の見やすい場所に掲示するなど、広く周知に努めました。具体的に申出がなされた場合は、個人情報に関するものを除き、市報で公表することとしております。令和6年度においては、申出実績はありませんでした。	苦情解決システム運営要綱に基づき、市として苦情解決責任者及び苦情受付担当者を選出後、福祉施設へ掲示し、周知しました。今後も、利用者からの苦情解決のため、引き続き制度や事業の周知に努め、利用の促進を図る必要があります。	生活支援課	92	21
	(3) 地域包括支援センターの活用	市内4つの日常生活圏域にある地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援などを行っています。	○要支援1・2の方の介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成） 実施人数：延14,571人 うち介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用したケアプラン作成数：5,571人 ○総合相談・支援の人数：延べ25,961人 うち、虐待等権利擁護に関する人数：延べ 549人 ○介護支援専門員への後方支援実施人数：延べ 629人 令和5年6月9日付で野田市南第2地域包括支援センターが閉鎖し、令和7年2月1日付けで野田市南第2高齢者支援課地域包括支援センターを開設しました。	介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援について、高齢者の増加に伴い、支援対象者が増加している中、今後も支援が必要な高齢者等の早期発見、対応をするうえで、関係機関との連携や協力体制がさらに重要になると考えます。	地域包括支援課	92	22
生活困窮者の支援	(1) 日常生活の支援	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」により、条件に見合わない理由による民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行っています。それとともに非課税の世帯に対し、家賃保証委託契約時に要する費用の一部を助成し、入居の機会の確保と入居後の安定した居住の継続を支援し、また、離職による生活困窮者等の住宅に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。 今後は、生活困窮世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた生活支援事業の継続と様々な支援について検討し、必要な施策と支援体制の強化を図ります。 また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるよう関係機関相互の連携を強化し、継続的に実施していきます。	生活困窮者世帯の包括的な支援を行いながら、支援体制の強化を図るため、相談支援関係機関と情報共有の円滑化及び効率的・効果的な支援を行うため、毎月1回、支援調整会議を実施しました。 ○支援調整会議 12回開催、82ケース検討 ○住居確保給付金 支給人数 3人 延べ支給月数 12月 支給額 588,000円 ○野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業利用状況 [令和6年度実績](令和7年3月末現在) 相談件数 0件 申請件数 0件 入居保証 0件 情報提供 0件	引き続き、生活困窮世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた生活支援事業の継続と様々な支援について検討し、必要な施策と支援体制の強化を図っていく必要があります。 保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。	営繕課 生活支援課	92	23
	(2) 自立に向けた支援	平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の必須事業である「自立相談支援事業」により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、また、令和元年度から就労・家計など様々な面からの自立に向けた包括的な支援として、「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」の三事業を一体的に行っております。今後も、支援対象者の掘り起こしと就労その他の自立に向けた支援を行っていきます。	パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決に向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。 ○生活困窮者自立相談支援事業 新規相談者数 239人 継続相談者数 延べ 1,449人 支援件数 3,840件 (うち電話 2,407件) ○就労準備支援事業 受付件数 99件 利用者数 延べ 99人 (利用回数 744回) ○家計改善支援事業 新規相談者数 149人 継続相談者数 378人 改善者数 52人	個々の相談については、制度の狭間に陥ることのないよう、パーソナルサポートセンターが中心となって、各分野間で連携して支援を実施しました。 自立相談支援事業では、相談者に寄り添った効果的な支援を実施し、自立にづなげることができました。 就労準備支援事業では、利用者数が増加しており、継続的に支援し就労につなげる必要があります。 家計改善支援事業では、新規相談者が増加しているが改善者も増加していることから、当事者を継続してきた効果があったと考えます。	生活支援課	93	24

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和6年度		担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題			
	(3)学習支援事業	平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施しました。平成29年度からは、受講者を限定することなく、希望する全ての中学生を対象に実施しています。 平成30年度からは、小学3年生も対象にし、「子ども未来教室」として引き続き実施していきます。	経済的な理由により学習機会の少ない中学生を対象に実施してきた「ステップアップセミナー」を、平成29年度からは、「子ども未来教室」として、受講者を限定することなく基礎学力の向上や学習習慣の定着を希望する中学生全体に拡大して英語と数学の学習支援を、30年度からは、授業への理解の差が目立ってくる小学校3年生も対象として、国語、算数の学習支援を実施しており、令和6年度も引き続き実施しました。 【対象者】 受講を希望する市内公立小中学校に通う小学校3年生及び中学校1年生から3年生まで 【開催期間】 ○小学校3年生 令和6年4月25日～令和6年10月31日 (毎週1回、平均14回) ○中学生 令和6年4月25日～令和7年3月19日 (毎週1回、平均45回) 【開催場所】 ○小学生 各学校の特別教室等 ○中学生 中央公民館、第二中学校、東部公民館、南コミュニティ会館、南部梅郷公民館、北コミュニティ会館、北部公民館、川間公民館、福田公民館、関宿公民館、二川公民館、木間ヶ瀬公民館の12会場 【最終実績】 ○小学生 受講者登録者数 320人 全体の出席率 94.3% 全体の延べ受講人数 4,082人 ○中学生 受講者登録者数 399人 全体の出席率 48.2% 全体の延べ受講人数 8,579人	○小学校3年生 事業終了後の児童アンケートでは、「算数または国語が好きになった」、「両方が好きになった」と回答した児童が約9割となり、学習への興味関心を高めることにつながりました。 ○中学生 学習効果を確認するために実施した英語・数学の総合テストの結果を考察すると、基礎問題でのつまずきが多かったことから、基礎学力の定着に課題があることがわかりました。 児童、生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるためには、個々の理解度に応じた指導をしていく必要があります。	生涯学習課	93	25
	(4)生活困窮者支援を通じた地域づくり	生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓、様々な社会参加の場づくりが必要になります。今後、住民の理解促進を図りながら必要な地域支援ネットワークの構築等を進めていきます。	令和6年度より、相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止める包括的な相談支援体制を整える重層的支援体制整備事業を開始しました。 既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、社会や他者とのつながりを作る支援を実施しました。 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する地域づくりを実施しました。	複雑化・複合化した課題に対し、多くの支援機関を繋げる橋渡しとなる役割を、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業者が担うことを明確にし、関係機関間での認識を共有する必要があります。	生活支援課	93	26
バリアフリー社会の確立	(1)ハード面のバリアフリー化	福祉のまちづくりパトロールなど、市独自の事業活動を引き続き推進していきます。公共施設のバリアフリー化については、福祉のまちづくり運動推進協議会の意見を踏まえ進めます。	野田市福祉のまちづくり運動推進協議会を経て、公共施設の整備を実施しました。 場所：本庁1階窓口カウンター 内容：車いす対応カウンターの整備 軟骨伝導イヤホンの設置	「福祉のまちづくりパトロール」により指摘された歩道等の整備を要する箇所については、応急処理工事を行い歩行者の安全確保を図ってきたが、令和2年度までに市内を一巡したことから、公共施設の整備をすることとし、特にトイレの洋式化を進めてきたが、市全体の計画として進めていくこととなったため、その他の整備改修や新たな機器の整備について、計画的に進めて行く必要があります。	生活支援課 営繕課	94	27
	(2)ソフト面のバリアフリー	【心のバリアフリーの推進】 関係団体等の協力を得て、家庭、学校、地域での心のバリアフリーを推進していきます。 【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー】 災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで避難支援団体等への名簿の事前提供が可能となったことから、避難支援団体等と事前の情報共有を図り、災害時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。	【心のバリアフリーの推進】 毎月1日号の市報のだにおいて、「みんなで支えるバリアフリー」を連載し、広く周知を図りました。世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間においては、庁内職員にブルーリボンの着用を呼び掛けるとともに、障がい者団体が作成した啓発用懸垂幕を掲示し、関係団体が市役所入口で啓発活動を行いました。 障がい福祉団体に対して自発的活動支援事業補助金を交付し、心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図りました。 令和6年11月17日に「福祉のまちづくりフェスティバル」「市民ふれあいハートまつり」「市民活動元気アップふえすた」の3つを「のだ市民活動ふれあいフェスティバル2024」として、同時に開催しました。	【心のバリアフリーの推進】 障がい者や高齢者等を取り巻く環境や問題をよりよく理解できるよう、展示や体験を通じた啓発を実施していく必要があります。 障がいのある人となない人が共に生きていく社会の実現に向けて、心のバリアフリーを更に推進するとともに、一緒に参加できる各行事への参加を支援する必要があります。 【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー】 自力避難が可能な方や家族が支援可能な方など、避難できる方が名簿に登録されていることから、真に支援が必要な要支援者が正確に把握できていないなどの課題があります。	障がい者支援課 生活支援課 介護支援課	94	28

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和6年度		担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題			
			【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー】 野田市防災会議(令和7年2月18日開催)において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は一旦白紙とし、実効性のある避難行動要支援者支援計画の作成に向けて、自治会等と協議していくことで、避難行動要支援者支援計画の見直し方針が了承されました。				
福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	(1)コミュニティビジネスの検討	地域住民が主体的に地域の人材やノウハウ、資金等を活かして継続的に事業を行い、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの立ち上げ支援について検討しています。(これまで「ふれあい喫茶つくしんぼ」という喫茶店ビジネス形態で対応している例があります。)今後とも、引き続き情報収集を行い調査研究していきます。	地域産業の振興及び発展を図るため、本市の特性を生かした一般消費者向けの新商品の開発に取り組む事業者(中小企業者、学校法人、NPO法人等)を対象に補助金を交付して支援する「野田市商品開発事業」を実施しました。	令和6年度新規商品開発事業で採択された「超ほしいも for DOG」の販売が開始されました。 また、令和5年度は「美人ドレッシング～SAKURA～」、令和4年度は「野田産ビーフの贅沢キーマカレー」「さつま芋と小豆のお粥」「参鶏湯風お粥」、令和3年度は「関宿城出世カレー」が採択され、継続して製造・販売を行っています。 開発した商品は、市役所1階ラウンジに設置している「野田市の物産」ショーケースでの展示していることから、来庁者及び開発事業者から「ふれあい喫茶つくしんぼ」で販売を希望する声を多く頂いています。	商工観光課 生活支援課	95	29
	(2)福祉協力店制度の検討	福祉活動に積極的に取り組む企業・店舗等と協力し、障がい者団体連絡会の作成した「やさしい街マップ」と効果的に連携をとり市民に情報提供する「福祉協力店制度」の導入等、様々な事例を参考にしながら、制度の在り方などについて調査研究していきます。	全国の実施事例など実態把握のための情報収集を行いました。現在のところ、「福祉協力店制度」の実施には至っておりません。	「福祉協力店制度」の内容について、実施するサービスの範囲をどの程度とするかは自治体で異なりますが、この制度を利用することで地域での見守り、孤立化の防止対策として有効と考えられます。 実施にあたっては、協力店舗や地域住民の行動範囲などを把握し野田市の実態にあった内容とする必要があります。	生活支援課 社会福祉協議会	96	30

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和6年度		担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)			
(1)地域におけるネットワークの強化	【地域におけるネットワークの強化】 生活全般に関わる様々な問題を抱える市民に対し、一体的な支援を地域で展開していくための拠点を設置するとともに、自治会等の関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。 【特定の問題に関する連携・ネットワークの強化】 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう情報共有するなど、支援を行うための基盤を整備します。	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象にした、コミュニティ活動に関する研修会等の中で自殺対策についても言及してもらうことで住民間での意識の醸成の機会となり得る。	開催した研修会等において、配布や説明は行いませんでした。	×	市民生活課	108	31
		市民活動支援センターの運営	地域の課題として、自殺問題を取り上げることで、行政と民間が連携して「地域づくり」として自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。	市民活動支援センターに自殺対策を課題として活動している団体の登録がなく、相談や支援を行いませんでした。	×	市民生活課	108	32
		地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議で共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	地域ケア個別会議開催回数 26回 地域ケア地区別会議開催回数 6回 地域ケア包括会議 1回 地域ケア推進会議 1回	◎	地域包括支援課	108	33
		高齢者虐待防止ネットワーク協議会	高齢者虐待防止ネットワーク協議会の各会議において虐待事案として把握した内容を、情報共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議開催回数 1回	◎	地域包括支援課	108	34
		生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状況に応じた就労準備支援や家計改善支援等を行うことで、自殺リスクの軽減を図る。	パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決に向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。 ○生活困窮者自立相談支援事業 新規相談者数:239人 継続相談者数:延べ 1,449人 支援件数:3,840件(うち電話 2,407件) ○就労準備支援事業 受付件数:99件 利用者数:延べ 99人(利用回数 744回) ○家計改善支援事業 新規相談者数:149人 継続相談者数:378人 改善者数:52人	◎	生活支援課	108	35
		要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童・要支援児童等について、関係機関と連携し、情報を共有の上適切な支援をすることで、児童、又は保護者の自殺防止につなぐ。	○要保護児童対策地域協議会の運営 代表者会議 2回 実務者会議 12回 個別支援会議 80回 ○児童虐待相談受付件数 469件 うち自殺企図等49件 ○進行管理件数(延べ人数) 724人 ○進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月1回書面による情報交換 ○乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認について 子ども家庭総合支援課への情報提供件数 25件 ○児童虐待防止推進月間の取組 ○「わたしの願う家族・家庭」ポスター展 応募総数 294点(小学校291点・中学校3点) 優秀作品を市ホームページにて公開 ○児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事業所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図りました。 ○児童虐待を伴うDV相談件数 令和6年度新規DV相談 65件中 18件 うち自殺企図等3件	◎	子ども家庭総合支援課	108	36
		障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業	障がいに関する計画の推進について、調査審議を行う機関であり、障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図る。	令和5年度に策定し、6年度より開始した第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画において、地域の社会的資源の連携を基盤とする相談支援体制の充実・強化を達成すべき目標に設定しました。また、計画に基づく施策や取組の進捗状況の評価又は検証を実施しました。	◎	障がい者支援課	108	37

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和6年度		担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)			
		野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営業務	地域の福祉・医療・教育及び就労に関連する業務に従事する者により構成される機関であり、各種支援機関の連携により構築された連携体制は、自殺対策を展開する上での基盤となる。	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会として6部会を開催したほか、精神障がいにも対応した地域ケアシステム構築のための協議の場を設置し、情報を共有するとともに連携体制を拡充しました。	○	障がい者支援課	108	38
(2)自殺対策を支える人材の育成	【ゲートキーパー養成講座】 ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働などの様々な分野において、問題を抱えて悩み、自殺を考えている人に気づき、声かけ、話を聞いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。そのゲートキーパーを養成するための講座を開催し、身近な地域で支え手となる市民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。	職員向けゲートキーパー養成研修	窓口における各種相談や税金・保険料等の徴収業務の機会を利用することで、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成する、ゲートキーパー養成研修を実施する。	相談業務や窓口業務に従事する職員を対象としたゲートキーパー養成研修を午前と午後に分けて2回実施しました。 参加者 午前:83名 午後:74名	◎	生活支援課	109	39
		一般向けゲートキーパー養成研修	身近な地域で支え手となる市民や日頃から市民への見守り活動等に尽力している民生委員児童委員等を対象にゲートキーパー養成研修を実施する。	地区民生委員児童委員定例会(全8地区)において、相談窓口一覧を配布するとともに、地域における見守り、気づき、つなぎの重要性について働きかけを行いました。(11月・3月)	△	生活支援課	109	40
		ボランティア活動団体	ボランティア活動を行う団体に対し、ゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	地域における身近な見守り役、つなぎ役である、民生委員児童委員への働きかけを継続的に行いました。講師、会場の調整がつかず、市が主催するゲートキーパー養成研修の開催に至らず、ボランティア活動団体への研修案内と受講の推奨はありませんでした。	×	生活支援課	109	41
		青少年対策事務	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成各団体にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	ゲートキーパー養成研修が開催されなかったことから、青少年健全育成各団体に案内と受講の推奨を行うことができませんでした。	×	生涯学習課	109	42
		学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あることから、学童保育所の職員にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	参加人数の都合で市主催のゲートキーパー養成講座の案内と受講の勧奨は行いませんでしたが、9月の自殺予防週間に合わせ、指導員に厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し制度についての周知を図りました。	○	児童家庭課	109	43
		ファミリー・サポート・センターの運営	子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになることから、会員を対象にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	参加人数の都合で市主催のゲートキーパー養成講座の案内と受講の勧奨は行いませんでしたが、9月の自殺予防週間に合わせ、事務局を通じアドバイザーに厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し制度についての周知を図りました。	○	児童家庭課	109	44
(3)市民への啓発と周知	【リーフレット等の作成と配布】 各種手続等で窓口を訪れた市民に対し、生きる支援に関する相談先を掲載したリーフレットを配布することで情報周知を図ります。 【地域のネットワーク会議を活用した情報提供】 社会福祉協議会や市民活動団体など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布することで、情報の周知を図ります。 【自殺予防週間と自殺対策強化月間の周知】 9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間の周知を図ります。 【高齢者や障がい者向け啓発資料への情報掲載】 高齢者や障がい者向けリーフレット等に、生きる支援に関連した相談先の情報を掲載します。	自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市報に相談窓口等を掲載し周知を図る。	千葉県精神保健福祉センターの移転に合わせ、当初9月の自殺予防週間に合わせて予定したリーフレットを10月に作成し、全民生委員児童委員へ配布、市内公共施設に配架、ホームページへ掲載して周知を図りました。3月は地区民生委員児童委員定例会(全8地区)において自殺対策強化月間の周知に努めました。	○	生活支援課	109	45
		図書館での自殺対策の啓発	自殺対策強化月間の周知に合わせて、自殺に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等により啓発を図る。	自殺予防週間(9/10～16)に興風図書館において、「自殺予防」をテーマに資料展示を実施しました。自殺対策強化月間(3月)に南図書館において、「自殺対策」をテーマに関連資料の展示を実施しました。	◎	興風図書館	109	46
		老人福祉センターの運営	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。	◎	高齢者支援課	109	47
		中根地域福祉センターの運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。	◎	高齢者支援課	109	48
		閑宿福祉センターやすらぎの郷の運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。	◎	高齢者支援課	109	49
		コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会の中で自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知を図る。	開催した研修会等において、配布や説明は行いませんでした。	×	市民生活課	110	50

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和6年度		担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)			
		人権教育・啓発に関する野田市行動計画	講演会等の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げる ことにより、住民への情報周知や啓発を図る。	○人権教室(小学校)の実施 12月4日(柳沢小)59人参加 12月5日(尾崎小)32人参加 12月9日(福田第一小)8人参加 12月10日(七光台小)44人参加 12月12日(閑宿中央小)48人参加 ○人権講演会(中学校)の実施 10月2日(南部中)792人参加 10月8日(木間ヶ瀬中)226人参加 11月13日(東部中)128人参加 ○人権・男女共同参画にかかるパネル展 自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーに 関する展示、災害時の誹謗中傷等に注意を促す展示 をしました。 令和7年3月19日～3月25日 市役所1階ふれあいギャラリー ○人権出前講座や職員研修の際に、自殺防止に 関する内容を取り入れました。 人権出前講座 12月4日 東部公民館(市民セミナー) インターネットの光と陰 保育所職員研修への出前 令和7年1月16日 野田市役所 人権目線で見た情報モラルと保育	◎	人権・男女共同 参画推進課	110	51
		男女共同参画計画	講演会等や啓発情報誌の中で、自殺対策に関連した内 容を取り上げることにより、住民への情報周知や啓発を図 る。	○人権・男女共同参画にかかるパネル展 自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーに 関する展示、災害時の誹謗中傷等に注意を促す展示 をしました。 令和7年3月19日～3月25日 市役所1階ふれあいギャラリー	◎	人権・男女共同 参画推進課	110	52
		育英資金に関する事務	支給対象の学生に、生きる支援に関する相談先等の掲載 されたリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を 図る。	新規申し込み者がいませんでした。	△	学校教育課	110	53
		教職員人事・研修関係事務	研修資料の1つとして、生きる支援に関する相談先等の 掲載されたリーフレットを配布することで、教員自身並びに 児童生徒向けの支援策の周知を図る。	校内研修用資料としてリーフレットを各校に配布し、 教員及び児童生徒へ生きる支援について周知すると ともに、管理職との面談を通じて、教員の悩み等の 把握に努めました。	△	学校教育課	110	54
		青少年対策事務	地区別懇談会において、青少年の抱える問題や自殺対策 に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を 図る。	開催実績なし。	×	生涯学習課	110	55
		青少年補導センター事業	青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年 の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周 知や啓発を図る。	青少年補導員の街頭補導においてリーフレットを配 布しました。	◎	生涯学習課	110	56
		ガイドブック作成事業	障がい福祉ガイドブックに相談窓口の一覧情報を掲載し 配布することで、市民に対して相談機関の周知、啓発を図 る。	主な相談機関の一覧を障がい福祉ガイドブックに掲載し、 ガイドブックはホームページで閲覧を可能に しました。	◎	障がい者支援 課	110	57
(4) 生きることの促進要因 への支援	【自殺リスクを抱える可能性のある人への支援】 生活全般に関わる問題を気軽に相談できる場所 として一体的に支援を提供する地域の拠点づくりを 進めます。 【適切な介護サービス等の利用支援】 高齢者の身体等の状況変化に合わせて適切な介 護サービス等が利用できるように、相談体制を充実 し、高齢者の生活環境を整えます。 【子育て世帯に対する支援】 保護者に対する子どもの相談機会の提供や、自 由に交流できる場の設置等を通して問題を抱える 保護者の早期発見と対応に努めます。 【児童家庭に対する支援】 児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相 談に対応し関係機関と連携し、課題の解決を図りま	一般相談	日常生活の悩み事や相続、離婚などの一般的な相談を 受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に 応じて関係機関と連携し、支援を行う。	自殺リスクのある相談実績なし	×	広報広聴課	110	58
		法律相談	土地、相続、金銭貸借、親族、近隣関係など法律全般の 相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必 要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	自殺リスクのある相談実績なし	×	広報広聴課	110	59
		交通事故相談	交通事故のもめごとや示談の進め方、損害賠償の請求な ど相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、 必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	自殺リスクのある相談実績なし	×	広報広聴課	110	60
		認知症カフェ	認知症高齢者とその家族が自由に交流できる場を確保 し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交 換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え 合いの推進に寄与し得る。	認知症カフェ開設数 10箇所 新たに1団体が認知症カフェを開設しました。	◎	地域包括支援 課	111	61

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和6年度		担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)			
す。 【支援者への支援】 介護者、市職員、教職員等、支援者のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、必要な場合には早期に適切な支援先へとつなげるなど支援を図ります。		えんがわ	住民主体の通いの場「えんがわ」の開設に補助を行い、人と人とがつながることができる場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図る。	えんがわ開設39箇所 新規開設箇所は8箇所、開催箇所は38箇所です。昨年度より参加者数も増加しました。	○	高齢者支援課	111	62
		認知症サポーター養成	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、認知症の家族が抱える負担を少しでも軽減するとともに、自殺リスクの低減を図る。	認知症サポーター養成講座 開催回数 45回 参加者数 1,661人 養成者累計 20,918人	◎	地域包括支援課	111	63
		敬老祝事業	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に取り組みました。 令和6年度祝金対象者:39人 令和6年度祝品対象者:1,160人	◎	高齢者支援課	111	64
		避難行動要支援者名簿の提供	高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、避難行動要支援者名簿を基に、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止を図る。	自力避難が可能な方や家族が支援可能な方など、避難できる方が名簿に登録されていることから、真に支援が必要な要支援者が正確に把握できていないなどの課題があることから、野田市防災会議(令和7年2月18日開催)において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は一旦白紙とし、実効性のある避難行動要支援者支援計画の作成に向けて、自治会等と協議していくことで、避難行動要支援者支援計画の見直し方針が了承されました。	△	介護支援課	111	65
		福祉タクシー事業	外出が困難な要介護者に外出する機会を作ることで、要介護者の困難や問題がひきこもることを抑制する。	外出が困難な要介護者に外出する機会を作ることで、要介護者の困難や問題がひきこもることを抑制することに取り組みました。	◎	高齢者支援課	111	66
		家族介護慰労金支給事業	重度の介護を要する高齢者を自宅で介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護に係る経済的負担の軽減及び精神的不安の解消を図る。	1年以上継続して要介護4又は5の認定を受けている方を介護している家族で、世帯全員が市民税非課税であり、市税を長期間滞納しておらず、過去1年間に介護保険サービスを利用せず、過去1年間に通算90日を超える入院をしていない重度要介護者を介護している介護者に、家族介護慰労助成金として年額10万円を支給するものです。 令和6年度支給者数:2人	◎	高齢者支援課	111	67
		徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊高齢者を介護する家族に無線発信機を貸与し、徘徊高齢者の安全を確保することで、介護している者等の精神的負担の軽減を図る。	徘徊行動の見られる認知症の高齢者を介護する家族等に、GPS機能の付いた無線発信機を貸与し、徘徊があった場合に、市の指定した事業者がGPSで居場所を確認して家族等に伝え、徘徊高齢者の安全確保に努めるサービスを行いました。令和6年度は新規利用2人、利用資格喪失1人でした。 令和7年3月31日現在利用者:1人	◎	高齢者支援課	111	68
		訪問理容サービス事業	理容業者が訪問時に高齢者とその家族の状況を確認できることから、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯または要介護3～5の認定を受けている要介護者で、一般の利用サービスを受けることが困難な方を対象に、訪問理容サービス利用事業助成券を交付し、訪問理容費用の一部を助成するものです。令和6年度は、延べ20件の助成を行い、自宅を訪問し利用者の様子を確認することで不安の解消等に取り組みました。	◎	高齢者支援課	111	69
		合同就職相談会	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	令和6年11月17日に野田市役所1階エントランスホールを会場として障がい者支援課と合同就職相談会を開催しました。就職を促すことにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消に取り組みました。	◎	介護支援課 障がい者支援課	112	70
		体験就労事業	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、施設における受入れを制限していたため、実績がありませんでした。	×	介護支援課	112	71

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和6年度		担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)			
		配食サービス	ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図る。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	食生活の改善と健康増進、また配食時に安否確認を行い、本人及び家族の不安の解消に取り組みました。 利用者数 271名 配食数 31,751食	◎	高齢者支援課	112	72
		家族介護教室	介護に関する知識を得ることで、高齢者介護の負担軽減や参加者同士の情報交換を行ったりできる場を設けることで孤立化の防止を図る。	※令和3年度に廃止		高齢者支援課	112	73
		ひとり暮らし高齢者福祉台帳	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、日常生活に不安を抱えている方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取り、不安の解消に取り組みました。	◎	高齢者支援課	112	74
		緊急通報システム	持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることにより、自殺リスクの低減を図る。	緊急通報装置を設置することで、持病を持つ方や、日常生活に不安を抱えている方に対して、精神的安心感を与えることに取り組みました。 令和6年度新規設置者:27名	◎	高齢者支援課	112	75
		介護用品支給事業	要介護者等を介護している者等の経済的負担の軽減を図るとともに、介護用品の配送時に、安否確認を行い必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	在宅で生活している要介護者及び要支援者を現に介護している者又は要介護者等本人に対し、介護用品を支給することにより経済的負担の軽減を図るもので、介護認定調査票等により、紙おむつの使用又は尿失禁が確認できる市町村民税非課税世帯の方を対象に、大人用紙おむつを支給しました。配送業者が自宅を直接訪問し利用者の様子を確認することで、不安の解消に取り組みました。	◎	高齢者支援課	112	76
		養護老人ホームへの措置入所	65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、自殺リスクの低減を図る。	65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的な負担の軽減に取り組みました。	◎	高齢者支援課	112	77
		複合老人ホーム野田市楽寿園の運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	生活相談員を配置し、生活上の問題を相談し易く、問題を早期に発見し、関係機関と連携し相談と支援を行いました。	◎	介護支援課	112	78
		岩木小学校老人デイサービスの運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	生活相談員を配置し、生活上の問題を相談し易く、問題を早期に発見し、関係機関に相談と連携をして、支援を行いました。	◎	介護支援課	112	79
		いきいきクラブ連合会の技術支援	スポーツ大会や文化イベント等を開催することにより、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進し、自殺リスクの低減を図る。	各種スポーツ大会や芸能・カラオケ大会など積極的にイベントを開催し、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりの促進に取り組みました。	◎	高齢者支援課	112	80
		介護相談員派遣事業	介護相談員(民生委員)の施設訪問時に入所者が気軽に悩み相談ができることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	市に登録した介護相談員が、介護サービス施設に出向いて利用者の不満や不安を受け付け、事業者と行政の橋渡しを行い問題を未然に防ぎ、利用者の権利擁護の手助けを図りました。	◎	介護支援課	113	81
		母子健康手帳交付	妊娠届と母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職と子ども支援室の職員が、経済面や支援者の有無を含め、妊婦の状況を聞き取りし、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が聞き取りの中で、ハイリスクで支援が必要な方を早期発見し、関係機関との連携のうえ、より安心安全な環境で出産子育てができるよう支援しました。	○	保健センター	113	82
		子ども相談	妊娠期から18歳までの親子の様々な悩みを相談することにより、不安を軽減するとともに、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	○妊娠期から子育て期にかけての親子の様々な悩みを傾聴し、精神面での支援を実施し、必要に応じてサービスにつなげました。 ○発達課題のある児に対しては、保護者の障がい受容状況を確認しながら、必要に応じて療育の利用案内を実施しました。	○	保健センター	113	83
		野田市乳児家庭全戸訪問事業(新生児・妊産婦、低体重児訪問指導を含む)	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	○専門職の訪問において新生児や乳児、産婦の健康状態や育児状況等の問題を把握し、指導や助言を行うことで問題解決をはかりました。また、関係機関と連携し支援を行いました。 ○きめ細やかな支援に努め、必要時サービスの利用を検討し、こころのケアや育児サポート等の支援を行い、保護者の育児不安の軽減につなげました。	○	保健センター	113	84

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和6年度		担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)			
				○里帰りしている母子は、里帰り先への訪問依頼を実施し、全数の把握に努めました。				
		各種健診(乳幼児)	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	健康診査や健康相談で保護者との接触機会を活用し、保健師、心理士、栄養士、歯科衛生士など専門職による相談を実施して、自殺リスクの高い養育者を早期発見し、関係機関と連携し、支援を行いました。来所した方だけでなく、未受診者には訪問を実施し、全数の把握に努め、自殺リスクが高い保護者の早期発見と早期支援につなぎました。	○	保健センター	113	85
		寝たきり老人訪問歯科診療	訪問時に在宅介護の状況等を確認できることから、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	※令和5年度に廃止		保健センター	113	86
		健康相談	健康に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	来所や電話で、個別相談を随時受付し対応しました。必要に応じて、関係機関と連携し支援を行いました。	○	保健センター	113	87
		24時間救急医療体制	通常時間外で応急処置が必要な方のために、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等による、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースに対応できるようにする。	通常時間外で応急対応が必要な方の場合、保健所や精神科病院等の関係機関と連携しながら対応しました。	○	保健センター	113	88
		うつ病に関する知識の普及啓発	うつ病の早期発見、適切な治療が自殺予防の大きな鍵であることから、個別相談、健康教育、こころの健康に関する講演会等を通して、ストレスと上手に付き合うための方法やストレスに起因するうつ病等の様々な精神症状について、知識の普及啓発を図る。	来所や電話で、ストレスに関する相談があった場合には、必要に応じて関係機関や相談場所の紹介を行いました。	○	保健センター	113	89
		市税等徴収業務	市税等を滞納している方は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、納税相談を通じて自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	納付相談において、生活困窮や生活面における困難な問題を抱えていることを把握した場合には、猶予制度の説明や適切な相談機関への案内を行いました。 なお、生活困窮による滞納の場合には生活再建に向けた相談が必要となるため、年度当初に所属職員に対し、生活再建型納税相談の研修を実施しました。	◎	収税課	114	90
		市営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触する機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	自殺に関する相談 ○入居申込時の相談 0件 ○既存入居者の相談 0件 評価理由は相談件数が0件だったため	×	営繕課	114	91
		消費生活相談	消費生活上の困難を抱える人は、自殺リスクの高いグループでもあり、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	消費生活相談では、アドバイスやあっせんにより多くの問題を解決することができました。また、消費生活出前講座、安全安心まめメール、SNSを通じ、消費生活センターのPRを行い、消費者問題について広く市民に啓発するとともに、千葉県弁護士会と連携し、消費者問題無料相談会を実施しました。	○	市民生活課	114	92
		避難所の運営	避難所生活が長期化してきた場合、避難住民の「こころのケア」の問題に対処する必要があり、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	避難所運営マニュアルに、避難住民の「こころのケア」の問題に対応する必要性を明記し、避難所訓練等において周知しました。	○	危機管理課	114	93
		人権相談	人権擁護委員による人権相談等において、市民の様々な悩みや相談に応じ、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	毎月第3木曜日(支所)、27日(市役所)に人権擁護委員による人権相談を実施しました。 市役所:毎月27日 いちいのホール:第3木曜日 事前予約制、1日4人まで 対面だけでなく電話相談も可能 相談件数:5件(利用率5.21%)	◎	人権・男女共同参画推進課	114	94
		女性のための相談	女性の様々な問題の相談に応じており、何らかの困難に直面した際の最初の相談窓口であり、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	毎月第1木曜日～第3木曜日(祝日が含まれる場合は第4木曜日)に女性のための相談を実施しました。 相談件数:123件(利用率68.3%) 《参考》男性のための電話相談を令和2年度から実施しています。 月曜日から金曜日8時30分～17時15分(随時)	◎	人権・男女共同参画推進課	114	95

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和6年度		担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)			
				市職員による傾聴を中心とした相談 1回30分程度 相談件数:22件				
		DV相談	配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行いました。 DV相談件数 499件	◎	子ども家庭総合支援課	114	96
		就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられることから、費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	申請のため窓口に来庁した保護者等に対しては、丁寧に対応しましたが、家庭状況や生活上の悩み等の相談に至った家庭はありませんでした。	△	学校教育課	114	97
		育英資金に関する事務	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞き取りを行う中で、資金面の援助に留まらず、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	新規申し込み者がいませんでした。	△	学校教育課	115	98
		教職員人事・研修関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	メンタルヘルス研修を通じて、管理職を含む教職員の理解を深めるとともに、管理職は自殺リスクの把握に努めました。なお、自殺リスクの高い者はいませんでした。	◎	学校教育課	115	99
		学校職員安全衛生管理事業	学校職員(支援者)の健康管理を行うことにより、自殺リスクの低減を図る。	教員のストレスチェックや時間外勤務時間数の削減の取組を通じて健康管理を行い、自殺リスクの低減を図ることができました。	○	学校教育課	115	100
		学校職員ストレスチェック事業	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図る。	ストレスチェックを通じて、教員の悩みの把握に努めるとともに、高ストレス者であると判明した場合には、医療機関の受診を勧める等の支援を行いました。	◎	学校教育課	115	101
		給食費の滞納金徴収事務	窓口や訪問徴収等で保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	直接家庭を訪問しての滞納金徴収は実施できませんでしたが、電話や窓口で対応した保護者等については、家庭状況等の聞き取りを行い、併せて生活上の悩み等の把握に努めました。	△	学校教育課	115	102
		教育・いじめ相談(対象:小中学校の児童生徒)	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩みなどの相談を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	ひばり教育相談員や市カウンセラーが、教育相談を行いました。 相談件数 1,959件	◎	指導課	115	103
		教育・いじめ相談(対象:青少年)	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を受ける中で、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。	相談実績なし。	×	生涯学習課	115	104
		つどいの広場事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	令和6年度 利用人数 1,289人 相談件数 88件 (うち自殺に関する相談なし)	◎	児童家庭課	115	105
		地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	令和6年度 利用人数 7,850人 令和4年8月から子ども館が指定管理となったことにあわせ地域子育て支援拠点機能を持たせ交流・相談・情報提供・講座関係の基本4事業を実施しました。 相談件数 280件 (うち自殺に関する相談なし)	◎	児童家庭課	115	106
		学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	普段から保育の場を通じ保護者や児童とコミュニケーションをとっており、リスクの早期発見につながっていますが、相談はありませんでした。	◎	児童家庭課	115	107
		子ども館事業	子ども館を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握できることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	令和6年度 利用人数 172,191人 普段から遊びの場を通じ保護者や児童とコミュニケーションをとっており、リスクの早期発見につながっていますが、相談はありませんでした。	◎	児童家庭課	115	108

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和6年度		担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)			
		子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	地域子ども・子育て支援事業の実施者に対し、自殺対策につながるよう、悩みを抱えた世帯の把握に努めるよう助言を行いました。	◎	児童家庭課	116	109
		児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	○児童扶養手当 受給者数 1,037人	◎	児童家庭課	116	110
		養育者支援手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	○養育者支援手当 受給者数 2人	◎	児童家庭課	116	111
		ひとり親家庭等医療費助成金支給事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいことから、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	○ひとり親家庭等医療費助成金 現物給付 20,975件 償還分 345件 合計 21,320件	◎	児童家庭課	116	112
		母子・父子自立支援員設置事業	配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、離死別直後の精神的安定を図り、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	○母子・父子自立支援員相談 令和6年度実績 689件 (母子家庭672件、父子家庭相談17件)	◎	児童家庭課	116	113
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	○子育て支援 6人延べ53日 318時間 (うち保育所待機時利用 実績なし) ○生活援助 1人延べ2日 16時間	◎	児童家庭課	116	114
		ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	○情報交換事業(8回) 87人 ※参加者が集まらなかったため1回中止	◎	児童家庭課	116	115
		母子家庭等就業自立支援事業	母子家庭の母等に対し、就業の支援のための事業を実施することにより、就業に必要な知識や技能の習得を図り、母子家庭の母等の経済的な自立を支援することを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	○就業支援講習会 【パソコン】 受講者数 7人 【日商簿記3級】 受講者数 6人 【医療事務】 受講者数 5人	◎	児童家庭課	116	116
		児童家庭相談事業(家庭児童相談)	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談、支援を行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)対応件数(巡回相談含む) 相談件数 2,685件 うち要保護以外 2,427件 うち自殺企図等 65件 要保護 258件 うち自殺企図等 100件	◎	子ども家庭総合支援課	117	117
		児童家庭相談事業(児童虐待防止対策)	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)対応件数(巡回相談含む) 相談件数 2,685件 うち要保護以外 2,427件 うち自殺企図等 65件 要保護 258件 うち自殺企図等 100件	◎	子ども家庭総合支援課	117	118
		児童福祉施設入所事務(母子生活支援施設、助産施設)	母子家庭や出産に際し経済的困窮を始め様々な困難を抱えた世帯への、施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの低減と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	助産施設 入所人数 5人 うち自殺企図等 0件 母子生活支援施設 利用なし	◎	子ども家庭総合支援課	117	119

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和6年度		担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)			
		子育て短期支援事業(ショートステイ)	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得ることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	○宿泊 利用人数:14人 うち自殺企図等5人 利用日数:129日 ○日帰り 利用人数:2人 うち自殺企図等0人 利用日数:4日 ○夜間 利用人数:6人 うち自殺企図等3人 利用日数:12日	◎	子ども家庭総合支援課	117	120
		育児支援家庭訪問事業	出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている家庭に、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育てへの負担軽減を図る。	○利用者数 14人 うち自殺企図等3人 (内訳) 出産後1年以内の母親 12人 うち自殺企図等2人 養育上の問題を抱える家庭 2人 うち自殺企図等1人 ○派遣日数 152日 ○派遣時間 301.0時間	◎	子ども家庭総合支援課	117	121
		生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状況に応じた就労準備支援や家計改善支援を実施する。	パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決に向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。 ○生活困窮者自立相談支援事業 新規相談者数:239人 継続相談者数 :延べ 1,449人 支援件数:3,840件(うち電話 2,407件) ○就労準備支援事業 受付件数:99件 利用者数:延べ 99人(利用回数 744回) ○家計改善支援事業 新規相談者数:149人 継続相談者数:378人 改善者数:52人	◎	生活支援課	117	122
		民生委員児童委員事務	地域で困難を抱えている人に気付き、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	地域における相談や見守り活動にあたり、自殺リスクの高い市民を迅速に支援に繋げられるよう、適切な相談窓口を周知しております。	○	生活支援課	117	123
		障がい者差別解消推進事業	障がい者支援課を障がいの差別に関する相談窓口として位置付け、障がい者差別に関する相談に応じる中で支援を行う。	令和6年度は2件の差別に関する相談に対応しました。また、障害者差別解消法のパンフレットを相談支援専門員連絡会で配布し、周知・啓発に努めました。	◎	障がい者支援課	117	124
		障がい者等に対する権利擁護	精神障がいや知的障がい等により判断能力が不十分な方が生活に不安を抱える状態においては、自殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。成年後見制度事業を通じて支援を行う。	障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう支援し、令和6年度は市長申立てを2件実施しました。また、障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めました。	◎	障がい者支援課	117	125
		障がい者虐待の対応	野田市障がい者虐待防止センターとして障がいのある人の虐待に関する通報や相談を通じて本人や家族等の支援を行う。	令和6年度は24件の障がい者虐待に関する相談を受け、養護者、事業者等への事実確認等を行いました。また、市報、ホームページ等で虐待防止の周知・啓発に努めました。	◎	障がい者支援課	117	126
		障がい者相談員による相談業務	障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合があることから、障がい者当事者による相談業務を実施する。	障がいのある人同士でしか分からない悩みや問題の解決に向けて共に考えていく場として当事者相談を実施しました。	◎	障がい者支援課	118	127
(5)児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育	児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、全公立小中学校でSOSの出し方に関する教育を実施します。	教育相談	いじめや家族・友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくないなどの理由から、問題を抱え込んでしまう子どももいることから、児童生徒が安心して悩みを打ち明けられるよう、学校の教育相談体制を整える。	各学校において、教育相談週間を設け、悩みを抱えた児童生徒一人一人に寄り添う相談を実施するなどの対応をしました。	◎	指導課	118	128

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和6年度		担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価(記号)			
		いじめ防止対策	市内の小中学校の児童生徒を対象にSOSの出し方に関する教育を実施する。	児童生徒の悩みや不安について、信頼できる大人や友達に相談できるように、「市内の全児童生徒にSOSの出し方授業」を2回実施しました。 実施詳細 実施回数:2回【1回目:4月実施、2回目:7月実施】 実施人数:小学校 13,537人、中学校 7,422人 ※2回合計	◎	指導課	118	129

評価区分	自殺対策の視点での事業の評価の目安	記号
当初の予定通り実施できた	達成割合が80%相当	◎
概ね実施できた	概ね60%以上80%未満	○
実施は不十分だった	概ね60%未満	△
実施できなかった		×

⇒実施できなかった理由を「取組実績」に記入してください。

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和6年度		担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題			
権利擁護支援のための『ネットワークづくり』	(1)地域連携ネットワークの構築						
	①本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	権利擁護の支援が必要な人について、後見等開始前においては、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が「チーム」としてかわる体制作りを進め、チームが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応します。また、後見等開始後においては、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、「チーム」に後見人等が加わる形で対応します。	体制構築の検討段階であるため、実施していません。	「チーム」における地域連携ネットワークのあり方や構成等、体制を検討する必要があります。	地域包括支援課	126	130
	②地域における「協議会」等の体制づくり	チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する「協議会」を設置し、個別の協力活動の実施、支援会議の開催や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討、調整、解決などを行います。	体制構築の検討段階であるため、実施していません。	チームに対する法律・福祉の専門職団体や関係機関のあり方や構成員等、体制を検討する必要があります。	地域包括支援課	126	131
	(2)中核機関の設置及び担うべき機能						
	①広報機能	任意後見制度の活用や権利擁護の意義について広報・啓発を進めるとともに、医療・福祉の関係者、民生委員、金融機関などの関係者に対しても、支援チームの役割を説明し、権利擁護支援が必要な人の早期発見と速やかな支援に結び付けます。	設置を含めた広報・啓発について検討段階であるため、実施していません。	制度利用を希望する方、また制度利用が必要な方に対し、どうやって効果的に後方・啓発ができるかを検討する必要があります。	地域包括支援課	128	132
	②相談機能	高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)、障がい者基幹相談支援センター等の支援機関においても一般的な相談に対応し、必要に応じて、成年後見支援センターを案内するなど、必要な支援につなげていけるよう、連携を強化します。	設置を含めた相談体制の検討段階であるため、実施していません。	現在、後見制度にかかる相談全般を成年後見支援センター(社会福祉協議会内)が担っていますが、中核機関における当センターの位置づけや他機関との連携について検討する必要があります。	地域包括支援課	128	133
	③成年後見制度利用促進機能	専門職団体、法人後見を行う法人等と連携して、後見人等候補者名簿の作成に取り組み、必要に応じて、適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備します。特に障がい者については、本人の障がいの特性を十分に踏まえ、後見人等を選任できるよう家庭裁判所へ適切な情報提供を行います。また、後見人等の交代の推進について、必要な方策を検討します。さらに、市民後見人の育成、支援を行ってまいります。	設置を含めた相談体制の検討段階であるため、実施していません。	専門職団体、法人後見を行う法人等から適切な後見人等候補者を推薦できる体制づくりや、各団体との連携について検討する必要があります。 また、後見人等の交代の推進について、必要な方策を検討する必要があります。	地域包括支援課	129	134
	④後見人支援機能	親族後見人からの日常的な相談に応じ、親族、福祉、医療等の関係者によるチームが、必要に応じて、本人の状況を継続的に把握し、適切な対応を行う体制を整備します。	設置を含めた相談体制の検討段階であるため、実施していません。	親族後見人の把握方法や、その支援方法などを検討する必要があります。	地域包括支援課	130	135
	⑤協議会等の運営	地域連携ネットワークの構築に向け、相談機関の中心を担う成年後見支援センター、地域包括支援センター、専門職団体、福祉関係者、金融機関、民生委員などとの緊密な連携を図るため、各種専門職団体、関係機関等で構成する協議会を設置するとともに、事務運営を担い、様々な問題解決につなげる役目を果たします。	設置を含めた相談体制の検討段階であるため、実施していません。	協議会を運営するにあたり、各関係団体等との連携や役割について協議し、どのように運営するかを検討する必要があります。	地域包括支援課	130	136

野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和7年度取組	担当課	ページ	項番
地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	(4)重層的支援体制整備事業の推進	包括的相談支援体制について、庁内会議を定期的に開催するなど、既存の相談窓口と関係機関の連携強化に努めます。 多機関協働事業について、現実的に実施可能な業務や役割を整理し、支援機関間の役割分担を明確化した上で、事業が効果的に運営できるよう、できることを確実に実施していきます。 地域づくり事業及び参加支援事業について、市内全域に事業を展開するため、地域の社会資源を活用し、新たな事業拠点の開設を検討します。 分野ごとで開催していた会議体において、支援を必要とする方について各関係機関が課題を共有し、支援内容について協議をするなど連携を図ってきたところであることから、まずはこれら既存の会議の強化を図ってまいります。その上で、各機関相互の連携が強化された時点において、必要に応じて支援会議や重層的支援会議の設置を検討いたします。	複雑化・複合化した地域生活課題に対する支援を必要とする方や世帯に対する包括的な支援体制を整備するため、市では6年度より重層的支援体制整備事業を実施しておりますが、庁内関係課の連携をより強化するため、7年度からは市政推進室がその調整機能を担っています。 7年7月には、重層的支援体制整備事業実施要綱を定め、支援を必要とする方に係る情報の交換や支援の体制について検討するため、支援会議及び重層的支援会議を設置することとし、7月4日に第1回の支援会議を開催したところであります。 地域づくりや参加支援事業においては、地域における社会資源を活用するとともに、これから求められる社会資源や事業メニューについて、受託事業者とともに毎月1回情報交換や検討を行っており、そこで把握した社会資源の充足状況をもとに、今後の開発等について重層的支援会議で適宜検討いたします。 【包括的相談支援事業】 ○障がい者相談支援事業 包括的相談支援体制について、既存の相談窓口と関係機関の連携強化に努め、既存の会議の強化を図ってまいります。 ○利用者支援事業 子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することにより、子どもが健やかに成長できる環境を整えます。 令和7年4月時点では、こども家庭センターは設置していません。 児童福祉機能としては、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関と連携して対応し、調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応、個々の家庭に応じた切れ目ない対応などの相談支援を行います。 母子健康手帳交付時や、保護者から相談を受けた際には、丁寧な聞き取りとアセスメントを行い、個々のニーズにあわせて社会資源の案内や関係機関との連携を行います。 【地域づくり事業】 ○地域介護予防活動支援事業 住民主体の通いの場「えんがわ」の開設箇所の増加及びシルバーリハビリ体操等の普及啓発に取り組み人と人がつながることができる場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図ってまいります。 ○地域子育て支援拠点事業 地域子育て支援拠点として、交流・相談・情報提供・講座関係の基本4事業をNPO法人等に委託して実施していきます。 ○つどいの広場事業 閑宿地域の子育て拠点として、交流・相談・情報提供・講座関係の基本4事業をNPO法人に委託して実施していきます。 ○連携型地域子育て支援拠点事業 児童センターと子ども館6館が同じ事業者による運営の強みを活かし、児童センターを拠点に魅力的な事業は共有するなど事業の活性化を図ります。 地域子育て支援センターについては、令和7年度も引き続き、既存の相談窓口と関係機関の連携強化に努めます。	生活支援課 障がい者支援課 高齢者支援課 児童家庭課 子ども保育課 子ども家庭総合支援課 保健センター 市政推進室	47	1

野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和7年度の取組	担当課	ページ	項番
地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	(5)再犯防止の推進	市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する努力義務が規定されたため犯罪や非行をした人が再び罪や非行を犯すことなく、立ち直り、再び社会に参加できるよう保護司や更生保護女性会等支援団体等と連携し、明るく生き生きと暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。	7月は社会を明るくする運動の強調月間であり再犯防止啓発月間であるため横断幕やポスター掲示等を行い、ホームページや広報等を通じて広く市民に周知・啓発をしていきます。また、年間を通して各地区のイベント開催時に、広報・啓発活動を行い、地域に根ざした幅広い活動を展開していきます。 【強調月間における啓発活動】 ① 黄色い羽根の着用 “社会を明るくする運動”推進委員会参加団体団員・市議会議員・市職員・小学6年生・中学生に黄色い羽根を配布し、着用することで、この運動の社会的意義を周知します。 ② 横断幕の掲示 野田ガスホール駐車場フェンスに横断幕を掲示 ③ ポスターの掲示 市役所や学校、公民館等の公共施設及び駅自由通路等 ④ 駅前文字表示機での強調月間のメッセージ広報 ⑤ 災害対応型自動販売機のメッセージボードで強調月間のメッセージ広報 ⑥ デジタルサイネージ(広告付案内板)による情報発信 市役所市民課窓口前・市役所正面玄関 ⑦ 啓発物資の配布 ⑧ 第74回“社会を明るくする運動”作文コンテスト入選者の作文展及び表彰式の開催 ア 作文展・・・期間:7月23日(水)～7月29日(火) 場 所:野田市役所 ふれあいギャラリー イ 表彰式・・・7月24日(木)野田市役所 議場で実施 ⑨ 野田夏まつり躍り七夕おどりパレードへの参加 日時:8月2日(土) 実施内容:横断幕を掲げて行進 啓発物資の配布、興風会館前にのぼり旗の設置 就労といった生活基盤の確保や人間関係づくりが困難な場合があることから、生活困窮者自立支援事業、就労準備支援事業を実施することで、犯罪や非行の防止に努めます。 住宅弱者からの民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行い、事業の広報・周知に努めていきます。	生活支援課 営繕課	49	2
バリアフリー社会の確立	(2)ソフト面のバリアフリー	【心のバリアフリーの推進】 関係団体等の協力を得て、啓発活動に努めています。家庭、学校、地域での心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図っていきます。 【高齢者や障がいのある人に対する防災面でのバリアフリー】 災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで避難支援団体等への名簿の事前提供が可能となったことから、避難支援団体等と事前の情報共有を図り、災害時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。避難支援団体等と事前の情報共有を図ることで、災害発生時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。	【心のバリアフリーの推進】 障がいのある人となない人が共に生きていく社会の実現に向けて、市報、自発的活動支援事業補助金等を利用し、心のバリアフリーを更に推進するとともに、共生社会の実現を図ります。 11月23日に「「のだ 市民活動ふれあいフェスティバル2025」として、「市民活動ふれあいハートまつり」「市民元気アップふえすた」「福祉のまちづくりフェスティバル」の同時開催を予定しております。 【高齢者や障がいのある人に対する防災面でのバリアフリー】 自治会、民生委員、福祉、医療等避難関係者と協議し、野田市の実情に応じた避難行動要支援者支援計画の見直しを行います。	生活支援課 障がい者支援課 介護支援課	56	3

野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和7年度取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容				
(2)自殺対策を支える人材の育成	【ゲートキーパーの育成】 ゲートキーパーは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことで、特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。 健康面の問題や経済的な困窮、進学や就労の場での困難、社会的マイノリティなど、様々な問題を抱えて悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することで、命の門番となります。 1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、地域で行動していただくことで、自殺のリスクを抱えた人を早期に発見し、支援へとつなぐことができるよう育成に努めます。	ゲートキーパーの育成	誰もがゲートキーパーとして活躍し、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐことができるよう、ゲートキーパーの普及と促進に努める。	相談業務や窓口業務に従事する職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施します。 実施予定日 令和8年3月実施予定	生活支援課	71	4
(5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、全公立小中学校でSOSの出し方に関する教育を実施します。	いじめ防止対策	市内の小中学校の児童生徒を対象にSOSの出し方に関する教育を実施する。	県が作成した「SOSの出し方授業」の教材以外に、市独自の教材を活用し、「SOSの出し方教育」を推進して行きます。 また、文部科学省が作成している「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」を市内小中学校に周知し、教職員に対して活用を推進する。なお、令和7年度の実施については、環境が大きく変わる4月に実施しており、更に、長期休業前の7月に1回実施いたしました。 実施日 1回目：令和7年4月実施 2回目：令和7年7月実施	指導課	80	5